

# 空き家のリノベーション を支援します

## < 天童市空き家利活用支援事業費補助金の概要 >

### 事業の趣旨

市内の空き家の有効活用による移住及び定住を促進し、多様な用途での活用を推進することによる賑わいと交流の創出及び地域の活性化を目的としています。

### 空き家とは？

補助金の対象となる「空き家」とは、市内に存する建築物で居住の用に供されるもの又は過半を居住の用に供されるもので、現に居住を目的とした使用がなされていないものをいいます。

※ただし、賃貸用や法人所有のもの又は新築後に居住の実態が全くないものを除きます。

### 補助対象者

空き家の 購入者	転入又は在住世帯若しくは市外在住世帯に属し、自ら居住若しくは利用する目的で、平成30年4月1日以後に空き家を購入した者又は購入する者
空き家の 借主	転入又は在住世帯若しくは市外在住世帯に属し、自ら居住若しくは利用する目的で、平成30年4月1日以後に空き家の賃貸借契約を締結した者又は締結する者
空き家の 貸主	自ら所有する空き家に、転入世帯又は在住世帯若しくは市外在住者を居住若しくは利用させる目的で、令和3年4月1日以後に空き家の賃貸借契約を締結したもの又は締結する空き家の所有者 ※法人及び宅地建物取引業を営む者を除く

### 補助金の額

**最大90万円** 詳細は別紙のとおり

### 補助対象事業の要件

- 工事着工前であること。
- 補助対象工事の施工について、県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店を有する法人と請負契約を締結すること。
- 本市又は転入前の市区町村税を滞納していないこと。
- 補助対象となる工事の内容が、市が実施する他の補助制度と重複しないこと。
- 空き家に係る売買契約又は賃貸借契約の相手方である者を含む世帯に2親等以内の親族が含まれないこと。
- 令和4年2月28日までに工事を完了し、実績報告書を提出することができること。

### 申込み・問合せ

受付開始 令和3年4月1日（木）から

問合せ 建設課建築指導係（市役所4階）

☎023-654-1111（内線418）

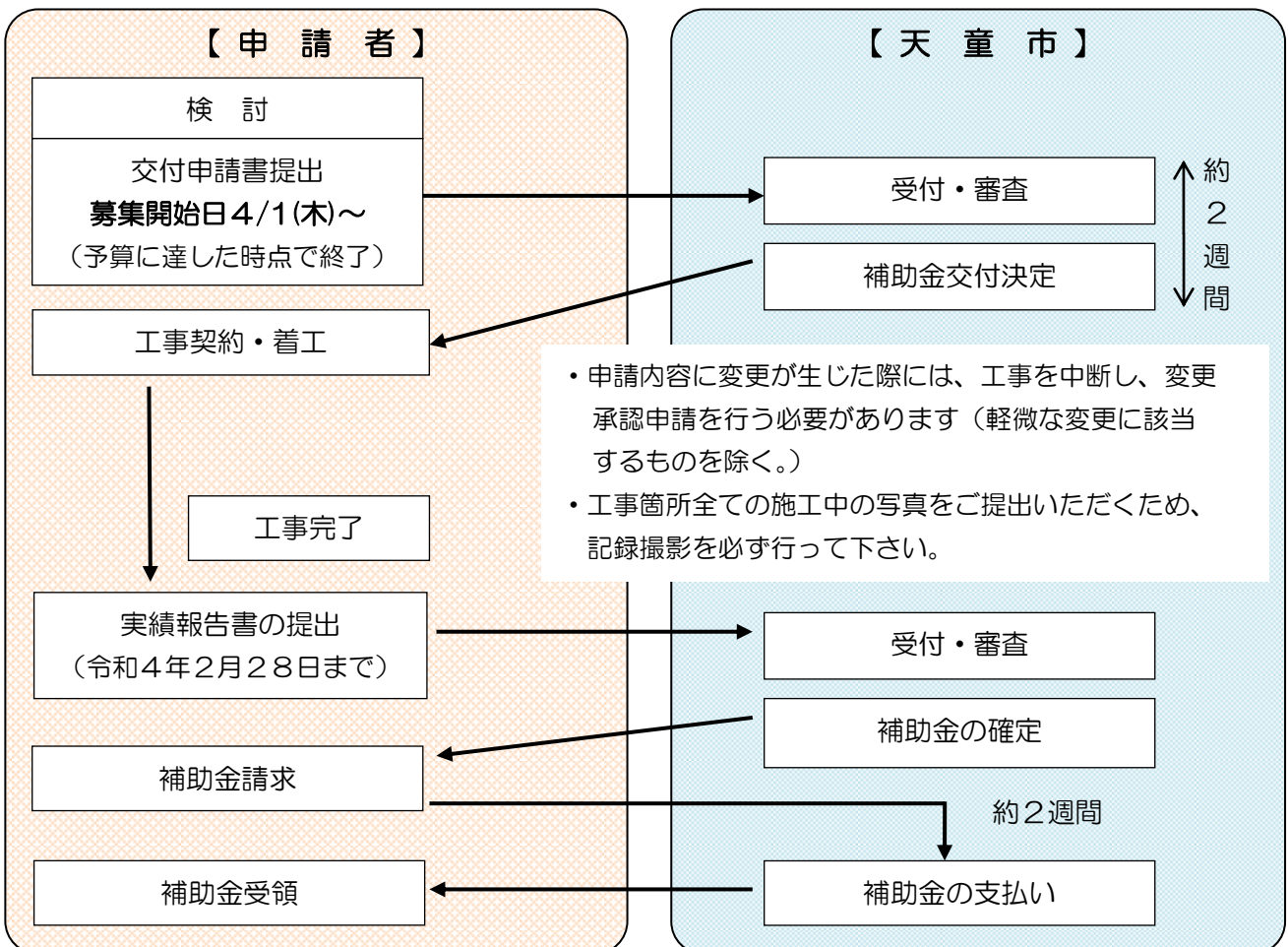
実施戸数 予算に達した時点で終了となります。

## 提出書類

書類は、正本1部、副本1部の計2部をご提出してください。

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	
<input type="checkbox"/> 見積書の写し	対象工事に要する経費（工事内容）を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 工事（着工前）の写真	外観写真及び工事箇所の分かるもの(カラープリント)
<input type="checkbox"/> 工事の図面	平面図等
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写しが必要です。
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者本人のもの及び申請時点で完納年度となる直近のもの
<input type="checkbox"/> 住民票謄本	転入又は転居前の住所地を確認するために必要となります。
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
完了時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業完了書	
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	工事契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 支払いを証明するもの	領収書、請求書の写し
<input type="checkbox"/> 工事施工写真及び完成写真	施行前写真と比較できるように撮影したもの(カラープリント)
<input type="checkbox"/> 建築確認検査済証の写し	増築等の建築行為があった場合に限りです。
<input type="checkbox"/> 住民票謄本	転入又は転居後に当該事業の申請を行った場合を除く。
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。

## 手続きの流れ



補助区分		空き家の購入者	空き家の賃借者 (借主)	空き家の賃貸者 (貸主)
転入世帯	住宅利用	特定改修	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額【80万円限度】	
		改修	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額【50万円限度】	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額【25万円限度】
		引越し	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額【10万円限度】	
	住宅利用以外	改修	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額【40万円限度】	
市外在住世帯	住宅利用	改修	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額【30万円限度】	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額【15万円限度】
		引越し	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額【10万円限度】	
	住宅利用以外	改修	補助対象経費の3分の1を乗じて得た額【20万円限度】	

**転入世帯** →平成30年4月1日以後に市外から本市に転入し、現に居住している世帯又は居住しようとする世帯

**在住世帯** →平成30年4月1日前から本市に住民登録している世帯

**市外在住世帯** →転入世帯及び在住世帯以外の世帯

**改修** →修繕、耐震補強、模様替え、更新及び取替え若しくは増築又は設備の改善、更新をすること

**特定改修** →1年以上空き家の状態である空き家バンク登録物件を改修するもので、10年以上居住するもの

**引越し** →引越し業者と請負契約を結び、空き家に引越しをすること